

中川町定額減税調整給付金のご案内

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われています。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては**、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金**」が**支給**されます。

給付金の支給額

所得税	定額減税可能額	—	令和6年分 推計所得税額	=	①
住民税 所得割	定額減税可能額	—	令和6年度分 住民税所得割額	=	②
支給額	=	① + ②（1万円単位に切り上げ）			

支給対象者および手続き方法等

以下のいずれにも当てはまる方

- ◎ 定額減税可能額が、「**令和6年分推計所得税額**」または「**令和6年度分個人住民税所得割額**」を上回る方
- ◎ 合計所得金額が**1,805万円以下の納税義務者**

対象者の方には町から確認書をお届けします。

確認書に必要事項を記入のうえ、**令和6年10月31日（木）まで**に返信してください。

お問い合わせ

中川町役場住民課税務係
「定額減税調整給付金」窓口
01656-7-2814

受付時間 平日9:00～17:00